# 第２８３回　香川県内水面漁場管理委員会次第

日　　時　令和８年９月18日（金）
14時00分～15時30分

場　　所　高松市番町四丁目１番10号
香川県庁本館12階　大会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　議事録署名人の指名

４　議　　題

１）内水面の採捕許可について（協議）

２）全内漁管連における国への要望について（協議）

３）香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について（協議）

４）漁業権等における資源管理の状況等の報告について（報告）

５）令和８年漁期うなぎ稚魚漁業の採捕結果について（報告）

６）しらすうなぎの養殖実態調査結果について（報告）

７）その他

５　その他

R8.9.18　資料2
香川県内水面漁場管理委員会

# 令和８年度 全国内水面漁場管理委員会連合会
# 中央省庁提案行動結果

1　実施日時　　令和８年６月 26 日(金)　９：45～15：25

2　参加者

（役　員）

| | | |
|---|---|---|
| 会　長 | 福留　己樹夫 | （鹿児島県漁場管会長） |
| 副会長 | 荒川　敏久 | （長崎県漁場管会長） |
| 副会長 | 佐藤　由也 | （岩手県漁場管会長） |
| 副会長 | 大瀬　公司 | （三重県漁場管会長） |

（オブザーバー）

| | | |
|---|---|---|
| 理　事 | 岡村　重治 | （愛媛県漁場管会長） |

（事務局）

| | |
|---|---|
| 鹿児島県漁場管 | 板坂事務局長、村田事務局次長、中野書記 |
| 長崎県漁場管 | 原書記 |
| 岩手県漁場管 | 渡邊主任 |
| 三重県漁場管 | 葛西主査 |
| 愛媛県漁場管 | 冨士事務局次長 |

3　行動内容

（１）農林水産省　　６月 26 日　９：45～11：45

○信夫水産庁次長に提案書を手交し、外来魚対策、ウナギ資源、サケ孵化施設等に関する情報交換を行った。





○水産庁管理調整課の中村室長に提案書を手交し、水産庁、消費・安全局、農村振興局、林野庁の各担当者から提案書に対する対応状況等の説明を受け、質疑応答・意見交換を行った。





（２）環境省　　６月 26 日　13：15～13：50

○自然環境局、水・大気環境局、環境再生・資源循環局の各担当者から提案書に対する対応状況等の説明を受け、質疑応答・意見交換を行った。

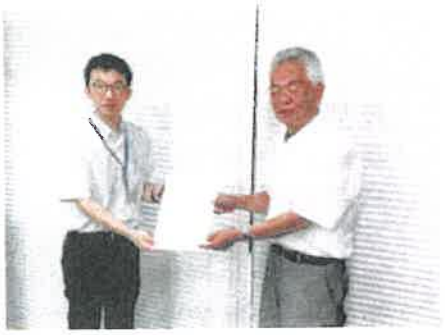



（３）国土交通省　　６月 26 日　14：25～14：50

○水管理・国土保全局河川環境課の担当者から提案書に対する対応状況等の説明を受け、質疑応答・意見交換を行った。





（４）文部科学省　　６月 26 日　15：15～15:25

○大臣官房総務課の担当官へ要望書の手交を行った（鹿児島県・長崎県のみ対応）。



# 令和９年度 提案項目 取りまとめスケジュール

**１　第１回漁場管理対策検討会（8 月 28 日 開催）**

令和９年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

**２　アンケート回答等のとりまとめ**

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

香川県内水面漁場管理委員会委員の皆さんは、提案項目素案への修正・意見等がございましたら、９月 30 日(金)までに水産課にお知らせください。（様式自由）

**３　各ブロック協議会**

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

・東日本ブロック協議会（岩手県）・・・令和８年 10 月 28 日、29 日
・中日本ブロック協議会（新潟県）・・・令和８年 11 月 25 日、26 日
・西日本ブロック協議会（徳島県）・・・令和８年 11 月 ９日、10 日

**４　正副会長会（令和８年 12 月）**

・各ブロック協議会から提出された意見を踏まえた提案項目案を協議、役員県事務局長会議に提出する資料を決定。

**５　役員県事務局長会議（書面：令和９年１月－2 月）**

・正副会長会で決定した事務局案を提示し、最終調整を行う。

**６　第２回漁場管理対策検討会（令和８年３月）**

提案項目について、令和９年度提案書（案）を策定し、第２回役員会へ提出する。

**７　第２回役員会（上記６と同日開催）**

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和９年度通常総会に議案として提出する。

**８　令和９年度通常総会（令和９年５月）**

提案書（案）を議案として上程する。

**９　令和９年度提案行動（令和９年６月又は７月）**

令和９年度通常総会で決議された提案書をもって，各省庁に対し提案行動を実施する。

# 提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成17年度の14項目から平成27年度の34項目へと、増加の一途をたどり、内容が膨大となり、適宜削減に向けた見直しを行いながらも令和7年度は26項目となっておりました。

これらは各ブロック協議会において協議され、必要に迫られて提案されているものですが、令和8年度は、提案の訴求性、実効性をより高めることを目的に、各ブロック協議会の意見を踏まえつつ、提案項目のさらなる削減、表現の簡略化・明確化を図り、全体で21項目とし、文字数も1割以上削減いたしました。

令和9年度の提案項目についても、さらに「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

**1　要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。**

**背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとすること。**

**2　個別の事案は盛り込まない。**

**広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案※について、提案項目とすること。**

**※ただし、地域限定でも広域化が懸念される事案についてはこの限りではない。**

**3　提案した結果に対する評価を行う。**

**成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。**

# 令 和 9 年 度 提 案 項 目 案

## 提案書（前書き）

| R8年度提案書 | R9年度提案素案（8/28時点） |
| --- | --- |
| 内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、生態系その他の自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活の安定向上を図る上で重要です。<br>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織です。<br>当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しており、その実現に向け令和8年5月29日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。<br>つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。<br>この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。<br>なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。 | 内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、生態系その他の自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活の安定向上を図る上で重要です。<br>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織です。<br>当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しており、その実現に向け令和9年5月●日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。<br>つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。<br>~~この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。~~<br>なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。 |

## Ⅰ 外来魚対策について

| R8年度提案書 | R9年度提案素案(8/28時点) |
|---|---|
| 【趣旨】<br>平成17年6 月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。<br>また、魚類の特定外来生物は、これまでにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。<br>さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。<br>しかしながら、共同漁業権における外来生物による漁業被害は、令和4年度は47% 、令和5年度は45%、令和6年度においても41% (共同漁業権895件中369件)と、依然として高い割合で報告されており、漁業被害をもたらしうる新たな外来生物の侵入も報告されています。<br>このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 | 【趣旨】(時点修正のみ)<br>平成17年6 月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。<br>また、魚類の特定外来生物は、これまでにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。<br>さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。<br>しかしながら、共同漁業権における外来生物による漁業被害は、令和5年度は●% 、令和6年度は●%、令和7年度においても●% (共同漁業権●件中●件)と、依然として高い割合で報告されており、漁業被害をもたらしうる新たな外来生物の侵入も報告されています。<br>このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案(8/28時点) |
|---|---|---|---|
| 1 | 【重点】<br>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュ並びにミズワタクチビルケイソウをはじめとした外来生物の生息・繁茂状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。<br>また、現行制度では補助等の支援対象となっていない外来生物による漁業被害について、漁協や地方自治体が行う駆除等への予算措置や、駆除技術の開発、情報発信や啓発の強化を行うこと。<br>特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を引き続き行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。<br>一方、ニジマスやブラウントラウトなどの産業管理外来種については、その生態等について引き続き科学的な知見の収集を行うとともに、その利用のあり方について積極的な情報発信を行うこと。 | 【農水省】<br>水産庁では、「内水面水産資源被害対策事業」により、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに、外来魚等の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を、内水面漁業者等が参照しやすいよう取りまとめた4冊のマニュアルを作成して配布・周知しています。(一例:外来藻類対策として、ハザードマップ作成の手引き等を策定しています。)<br>これらのマニュアルは水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページでも公開しており、これらのマニュアルも活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しています。<br>チャネルキャットフィッシュ等の生息分布や在来種への被害の拡大が懸念される支援対象外の種についても、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と必要な対応を検討したうえで、駆除技術の開発を推進していくところです。<br>また、コウライオヤニラミやブルーギル属全種などについて、環境省が(2025年10月)「特定外来生物」に追加指定する方針を専門家会合で示し了承されたところ、今後、外来生物法に基づく制限等が検討されるものと考えております。<br>産業管理外来種については、「水産分野における産業管理外来種の管理方針」を踏まえ、関係者により利用・管理されていると認識しており、本委員会において、移植の禁止等措置も行われていると承知しております。<br>特定外来生物と産業管理外来種に関する情報は水産庁、環境省のそれぞれのホームページにて発信しているところです。これらの被害軽減対策等については、引き続きHP等で普及啓発に力を入れてまいります。<br>また、今年の4月～5月に、環境省が「生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト※1」の見直しについて、パブリックコメントを行ったと承知しています。<br>今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。<br><br>※1(「ニジマス」については産業管理外来種として、「ブラウントラウトとレイクトラウト」については、「防除検討外来種」として、意見を求めているところ)<br>【環境省】<br>環境省においては、毎年、地方公共団体に外来種の生息状況に関するアンケート調査を行い、種ごとの全国的な分布状況の把握に努めているところです。<br>また、自然環境保全基礎調査の一環として、昭和53年から淡水魚類の分布状況の調査を行っており、令和4年に開始した最新の調査では、外来種も対象として生息分布範囲の把握を行っています。調査結果は本年夏頃の公表を予定です。<br>効果的な駆除技術について、環境省では、最新の知見を踏まえ、「オオクチバス等に係る防除の指針」を昨年改訂したところであり、引き続き普及に努めてまいります。<br>予算に関し、環境省では、生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として地方公共団体が実施する特定外来生物の防除事業等に対して、特定外来生物防除等対策事業(交付金)により支援を行っています。なお、漁業協同組合の活動や漁業被害については、交付金の対象としていません。<br>生息域の拡大が懸念されるコウライオヤニラミについては、現在、特定外来生物に追加するための政令改正手続を進めています。一昨年の環境省による調査で新たに利根川水系で生息が確認されたところであり、関係機関と連携しながら調査等の対策を進めています。<br>レイクトラウトやブラウントラウトなどの産業管理外来種の利用に当たっては、種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけており、引き続き普及に努めてまいります。 | 【重点】<br>オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュ並びにミズワタクチビルケイソウをはじめとした外来生物の生息・繁茂状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に引き続き努めるとともに、開発された駆除技術の有効性について定期的な評価・検証を行い、戦略的な普及・指導を進め、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる可能とする事業の構築と十分な予算を確保すること。<br>また、現行制度では補助等の支援対象となっていない外来生物による漁業被害について、漁協や地方自治体が行う駆除等への予算措置や、駆除技術の開発、情報発信や啓発の強化を行うこと。<br>特に、コウライオヤニラミなど、新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を引き続き行うとともに、効果的かつ集中的な駆除等の対策を図ること。<br>一方、産業管理外来種のニジマスや防除検討外来種として検討が進められているブラウントラウトなどの産業管理外来種については、その生態等について引き続き科学的な知見の収集を行うとともに、その利用のあり方について、国民への積極的な情報発信を行う継続すること。<br><br><一部変更・継続><br>意味が変わらない範囲で表現を整理 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|---|---|
| 2 | 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的措置を強力に推し進めること。<br>また、漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等の管理者に対して外来生物等の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。<br>これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。 | 【農水省】<br>特定外来生物法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じています。特に昨年4月、環境省と連名で「オオクチバス等に係る防除の指針」の改定を行い、水産庁のホームページで公開しています。<br>河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。漁業権が設定されていないダム等においても、より適切な外来魚駆除等が可能となるよう、引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力を得ながら外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。<br>今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。<br><br>【環境省】<br>違法放流防止を目的として、現在、環境省が防除を実施している湖沼において監視カメラや注意看板の設置や違法放流防止に係る普及啓発を行っています。<br>漁業関係者において特定外来生物の密放流に関する情報を入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いします。<br><br>【国交省】<br>河川管理上の支障となる場合に、外来生物の防除・除去等に取り組んでいる場合があります。<br>また、地方公共団体、漁業協同組合等の関係者と連携して、外来魚の持ち込みや持ち出しを禁止する看板等の設置、外来魚回収ボックスの設置、外来魚対策に関する学習会や外来魚駆除のイベント等を実施しています。<br>さらに、これらの事例をとりまとめた「河川における外来魚対策の事例集（平成25年12月）」を作成し、ダムの管理者等に周知しているところです。<br>河川管理者としては、外来魚の生息状況について河川水辺の国勢調査にて把握に努めるとともに、引き続き、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携し、対策に努めてまいります。 | 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発をいっそう強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化などにより、密放流の根絶を可能とするためのなど外来生物法違反の防止に係る具体的な措置を強力に推し進めること。<br>また、漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等の管理者に対して外来生物等の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。<br>これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。<br><br>＜一部変更・継続＞<br>意味が変わらない範囲で表現を追加・強調 |

## Ⅱ　鳥類による食害対策について

| R8年度提案書 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|
| 【趣旨】<br>平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。<br>また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。<br>しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっています。<br>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権906件中544件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。<br>このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。<br>つきましては、下記の事項について提案します。 | 【趣旨】（時点修正のみ）<br>平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。<br>また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。<br>しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっております。<br>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和7年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。<br>このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|---|---|
| 1 | 【重点】<br>令和6年5月に環境省と水産庁が「令和6年からのカワウ被害対策の考え方」において改めて整理した目標（令和10年度までに内水面漁業に被害を与える個体数の平成25年度水準からの半減）が確実に達成することできるよう万全を期すこと。<br>このため、これまでの検証で明らかとなった銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の確保などの課題解決や、都道府県を跨いだ広域的な対策について、国の責任において具体的な方針を策定し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。 | 【農水省】<br>「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」においては、広域協議会等を活用し、各地域のカワウの飛来状況に応じ、捕獲・繁殖抑制対策の強化、内水面漁業被害対策の強化を戦略的に実施することとしています。<br>この考え方を踏まえ、令和7年度においては銃器使用が困難なコロニーでの戦略的捕獲の実証や、被害防止のための石倉設置等を推進することとしています。<br>令和7年3月には環境省通知「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」が一部改正され、「人の生命、身体に危険を及ぼす恐れが解消されている場所は同法第38条第2項の制限に抵触しないものと解釈される」ことが示されたため、水産庁としても、これまで銃器による駆除が困難とされてきた場所における銃器による駆除が進むよう関係機関と連携し、被害対策のノウハウをまとめ、普及に努めていく所存です。<br>目標の達成に向け、引き続き環境省や広域協議会等と連携しながらこれらの取組を推進し、より効果的な駆除手法の開発と必要な予算の確保に努めてまいります。<br><br>【環境省】<br>環境省では、住居集合地域等の範囲をより明確にし、その周辺での銃猟を行う上での保安上の留意点に係る通知を発出するとともに、令和6年度からカワウの生息数が増加している滋賀県の琵琶湖周辺の大規模繁殖地において、銃器を用いた効果的な捕獲手法を確立するためのモデル事業を開始し、本事業で得られたノウハウをまとめたマニュアルを作成中です。作成でき次第、他の地域でも普及を図ってまいります。<br>また、カワウの広域管理を推進するため、東北、関東、中部近畿、中国四国、九州の各ブロックにカワウ広域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら、広域保護管理指針を策定するとともに、モニタリング調査や効果的な捕獲、ドライアイスを用いた繁殖抑制などの対策手法の共有を行い、広域的な取組を推進しております。<br>引き続き、水産庁と連携して、半減目標の達成に向けて、対策の強化に取り組んでまいります。 | 【重点】<br>令和6年5月に環境省と水産庁が「令和6年からのカワウ被害対策の考え方」において改めて整理した目標（令和10年度までに内水面漁業に被害を与える個体数の平成25年度水準からの半減）が確実に達成することできるよう万全を期すこと。<br>このため、これまでの検証で明らかとなった銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の確保などの課題解決や、都道府県を跨いだ広域的な対策について、国の責任において具体的な方針を策定し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。<br><br>＜変更なし・継続＞<br>目標の達成は難しい状況は変わっておらず、国の主体的取組を促す必要。 |
| 2 | サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握し、その結果を各県、漁協等へ情報提供すること。<br>また、カワウと同様に扱うのではなく、効率的な防除対策を検討・実用化し、現場への導入促進を図り、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。 | 【農水省】<br>サギ類についてはカワウのように群れで移動する鳥類ではありませんが、安定して魚を捕食できる場所を覚えると、決まった場所に居つくこともあり、全国の漁協で問題になっていると承知しております。<br>一方で、サギ類はカワウと異なり、人の生活環境に近い水辺でもよく見られ、昨今では周囲に住宅等が存在する環境においてもコロニーの形成が確認されているところであり、銃器による駆除が難しい状況が多々あります。<br>漁業協同組合等が行う駆除や追い払いの支援事業の対象にサギ類も含まれておりますが、効果的な防除対策についてはこれまであまり行っていなかったため、研究機関等と相談し検討してまいります。<br><br>【環境省】<br>サギ類の生息状況等については、環境省生物多様性センターが実施する「全国鳥類繁殖分布調査（2016年～2021年）」等において繁殖分布を把握しており、アオサギは全国的に分布が拡大する一方で、コサギの分布は縮小していると承知しております。<br>内水面漁業被害の防止を目的としたサギ類の効率的な防除対策については、水産庁において検討されており、引き続き、水産庁とも連携して、適切な状況の把握に努めてまいります。<br>内水面漁業被害防止対策の予算確保については水産庁において行われており、技術的側面では引き続き連携しながら対応を進めます。 | サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握し、その結果を各県、漁協等へ情報提供すること。<br>また、カワウと同様に扱うのではなく、効率的な防除対策を早急に検討・実用化し、現場への導入促進を図り、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。<br><br>＜一部表現変更（強調）・継続＞<br>国の主体的取組を促すため |

## Ⅲ 魚病対策について

| R8年度提案書 | R9年度提案素案(8/28時点) |
| --- | --- |
| 【趣旨】<br>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の整備が進められてきました。<br>一方でアユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。<br>同様にコイも多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、既発生・未発生水域が混在することから流通や漁業活動が制限され、漁業権管理や漁協経営等に深刻な打撃を与えています。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 | 【趣旨】(変更なし)<br>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の整備が進められてきました。<br>一方でアユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。<br>同様にコイも多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、既発生・未発生水域が混在することから流通や漁業活動が制限され、漁業権管理や漁協経営等に深刻な打撃を与えています。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案(8/28時点) |
|---|---|---|---|
| 1 | 【重点】<br>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。<br>さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。 | 【農水省】<br>アユの疾病については、「アユ疾病に関する防疫指針」(平成23年12月、アユ疾病対策協議会)に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきております。<br>また、「令和5年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業 国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発」(消費・安全局食品安全政策課)において、アユの異形細胞性鰓病診断・治療マニュアルの改訂を行い、令和6年8月の当省ホームページにおける公表以降、魚病に係る各種会議において積極的に周知しているところです。<br>冷水病については、令和7年には、天然水域で13都府県、養殖場では9県で発生していますが、ピークの平成13～15年頃と比較すると、近年は下げ止まっていると承知しています。<br>また、水産防疫対策委託事業において、アユ漁場及び養殖場の症例から分離された冷水病原因菌の収集・遺伝子型分類を行い、病害性との関係についての研究やワクチンの試作も、継続して実施しています。<br>エドワジエラ・イクタルリ感染症については、令和7年には、天然河川において6県、アユ放流種苗で2県、養殖アユでは2県で保菌(陽性事例)が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えています。<br>また、海産遡上アユの保菌開始時期や感染源に関する知見等について、平成31年3月に魚類防疫技術書「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」としてとりまとめ、公益社団法人日本水産資源保護協会のホームページにて公表しています。<br>現在、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として、フロルフェニコール製剤が使用可能です(平成29年9月承認)。<br>環境DNA 解析などの技術を用いた河川内での冷水病原因菌の時空間的な変遷や分布の把握については、その手法の合理性や効果的な実施方法等について関係県と議論を深めてまいります。 | 【~~重点~~】<br>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築のための施策を継続的に実施すること。<br>さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法(~~環境DNA解析など~~)を確立し、全国河川における調査を実施すること。<br><br>＜表現追加、一部削除・継続＞<br>対応は十分行われているものの、国の取組の継続を求める。 |
| 2 | KHV病発生から20年以上が経過しているが、既発生水域におけるコイの放流、移植、持ち出しの解除には至らないことから、その理由と制限解除に必要な基準を示すとともに、コイ産業の振興に対する国の考えを示すこと。 | 【農水省】<br>近年のKHV 病の発生件数は、KHV 病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に基づく感染が疑われるコイの移動制限等により、我が国で 初めてKHV 病が確認された当時と比較して大幅に減少しています。<br>令和7年においては、既発生水域の養殖場から84 施設の養殖場や加工場へ790 トンの食用鯉が移動したと承知しています。<br>関係都道府県からの要望を受け、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所が、「コイ放流試験技術連絡協議会」(平成30年度設置)において、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染コイを用いた既発生河川での暴露試験を行っています。放流再開に向けて、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきます。<br>また、未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後も関係者の皆様におかれては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。<br>コイ産業については、餌代の高騰や需要の減退等厳しい現状に晒され、年々生産量が減少していると承知しております。しかしながら、食用鯉は、たんぱく源としても食文化としても重要な食材と認識しており、水産庁としても、業界団体と連携しながらコイ産業の振興に取り組んでいきたいと考えております。 | KHV病発生から20年以上が経過しているが、既発生水域におけるコイの放流、移植、持ち出しの解除には未だ至らっていないことから、~~その理由と~~制限解除に必要な基準を示すとともに、~~コイ産業の振興に対する国の考えを示すことのための~~具体的施策展開と、その実施のための十分な予算を確保すること。<br><br>＜表現追加・継続＞<br>考え方は示されたため、それを具体化するための施策実現、予算獲得を提案 |

## Ⅳ　河川湖沼環境の保全及び啓発について

| R8年度提案書 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|
| 【趣旨】<br>　河川湖沼環境の保全については、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善や、環境教育の推進など各省庁の関連施策と連携した取組みが必要です。<br>　つきましては、下記の事項について提案いたします。 | 【趣旨】（変更なし）<br>　河川湖沼環境の保全については、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善や、環境教育の推進など各省庁の関連施策と連携した取組みが必要です。<br>　つきましては、下記の事項について提案いたします。 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|---|---|
| 1 | 【重点】<br>気候変動による大型台風や頻発する集中豪雨は、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。<br>また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保、役割を終えた河川横断構築物等の撤去や鳥類が採餌しにくい構造への改修など水生生物の生息に適したネイチャーポジティブな河川づくりを速やかにかつ強力に進めていくこと。 | 【農水省】<br>土地改良事業により、河川工作物である頭首工の新設・更新・統廃合を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。<br>また、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備への支援を行っています。<br>災害復旧事業においては、被災施設を自然環境の保全に配慮した工法により復旧することが可能であり、頭首工を原形復旧することで、魚類の遡上が困難となる場合には、魚道を新設することが可能です。<br>今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。<br><br>【国交省】<br>大型台風や集中豪雨など頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直しを進めており、堤防の整備等、治水対策の強化を図っています。<br>河川整備や改修、災害復旧等の実施にあたっては、魚類や水生生物にとっても良好な河川環境となるよう、川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するために「多自然川づくり」を推進しています。<br>引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も踏まえて多自然川づくりに取り組み、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めていきます。 | 【重点】<br>気候変動による大型台風や頻発する集中豪雨は、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。<br>また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保、役割を終えた河川横断構築物等の撤去や鳥類が採餌し魚類等が捕食されにくい構造への改修など水生生物の生息に適したネイチャーポジティブな河川づくりを速やかにかつ強力に進めていくこと。<br><br>＜一部変更・継続＞<br>「鳥類が摂餌しにくい」と「ネーチャポジティブ」の表現に齟齬あり。 |
| 2 | 【重点】<br>河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。<br>また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類やその他水生生物の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえた見直しを検討すること。 | 【農水省】<br>林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進するための予算措置をしているところです。<br>また、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において森林整備・保全を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。<br>さらに、本年6月5日に閣議決定した新たな森林・林業基本計画では、市町村森林整備計画で設定する「効率的施業森林施業区域等」での主伐後の確実な再造林や、森林経営計画制度や伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用を図ることにより、林地保全等が図られた適正な伐採と更新が確保されるよう取り組むとともに、そうした持続的な森林経営が行われている森林から生産された木材について、消費者の選択的な購入を促進することとしています。<br>これらの土砂等の流出防止対策を講じているほか、漁場における土砂や流木等の流入が発生した場合には、河川・湖沼であれば河川管理者への御相談が基本となりますが、水産庁の事業である「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」の活用も可能となっております。<br>今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいる考えです。<br>【国交省】<br>河川管理者として、総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進め、河川環境の保全に努めていく。<br>また、河川管理上支障となる場合において、土砂及び流木等の除去に努めているところ。<br>河川環境にとって望ましい流量の確保に向けては、河川流況のモニタリングを継続的に実施するとともに、ダムから流水の正常な機能を維持するための補給を行っているほか、必要に応じて関係機関と連携して水利用の調整等を行っている。<br>さらに、一部のダムにおいては、ダム下流河川の環境改善を目的として、関係者や学識経験者等からなる検討会を設置し、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを効果的に放流するなどの弾力的な運用を実施しているところ。<br>引き続き、モニタリングや様々な検討を行いながら、河川環境にとって望ましい流量の確保に努めていく。 | 【重点】<br>河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うとともに、漁場に影響を与える恐れのある大規模な林地開発等の許認可を行う都道府県知事及び事業者に対して適切な指導を行うこと。<br>また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類やその他水生生物の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえた見直しを検討すること。<br><br>＜一部追加・継続＞<br>・林地の開発行為（太陽光パネル設置等）の許認可を行う県知事、事業者への指導を求める |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案(8/28時点) |
|---|---|---|---|
| 3 | 水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料並びに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。<br>国は水生生物への影響を的確に調査し、その結果をわかりやすい形で広く国民に情報提供すること。また、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。 | 【農水省】<br>＜除草剤を含む農薬について＞<br>農薬取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省において、河川等の水生生物に被害が生じないよう登録基準を設定の上、管理しており、農薬を定められた使用方法を守って使用する限り、問題が生じることはないものと考えております。<br>なお、農薬取締法には、最新の科学的知見に基づき、全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度が導入されており、順次、再評価の手続を進めているところです。この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても、改めて評価を行うこととなっており、再評価の結果に基づき、農薬の安全性の一層の向上を図ってまいります。<br>また、再評価の審査の実施状況や結果については、農林水産省Webサイトで公表しています。<br><br>＜徐放性肥料について＞<br>徐放性肥料であるプラスチック被覆肥料は、省力化や施肥量の低減に資することから、農業現場にとって有効な技術である一方、使用後の被膜殻がほ場から河川等に流出するなど環境汚染の要因となることが指摘されています。<br>このため、肥料関係団体では、2030 年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業にすることを目標とした「取組方針」を策定しており、農林水産省としては、その実現に向けた代替技術の実証支援や流出防止対策の周知等、生産現場での取組を後押ししているところです。<br>引き続き、関係者が一丸となり、プラスチック被膜殻の流出防止に向けて、これらの取組を進めてまいります。<br><br>【環境省】<br>＜プラスチックについて＞<br>被覆肥料や除草剤については、殻として使用されているプラスチックの話と、肥料や除草剤そのものによる影響の話とがあるが、海洋環境課から前者の観点について回答する。<br>被膜に使用されているような小さなプラスチックは一般的にマイクロプラスチックと呼ばれ、環境中に流出してしまうと回収が困難である。<br>環境省では、マイクロプラスチックの流出防止に向けて、実態把握が重要と考えており、河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの調査及びガイドラインの策定・研修を実施しているほか、海洋への流出量の推計手法の検討、水生生物への影響のリスク評価手法の検討を行っている。また、海洋生分解性プラスチックをはじめとする代替素材の開発支援や、シンポジウム等を通じて汚染の問題や省の取組について周知を行っている。<br>引き続き、農林水産省とも連携し、実態把握や代替素材の開発支援、関係者に対するマイクロプラスチックの流出削減の取組の普及に努めたい。<br><br>＜農薬について＞<br>農薬については、農薬取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境に対する安全性が確認され、農林水産大臣による登録を受けなければ、製造、販売等ができない。<br>環境省では、環境保全の観点から、個別の農薬ごとに、魚類、甲殻類等、藻類等の水域の生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で、登録の可否を判断する基準を定めている。<br>また、現在、既に登録されている農薬について、最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めているところであり、引き続き、農薬の安全確保に努めていきたいと考えている。<br>加えて、環境省では、厚生労働省、農林水産省等と共同で、農薬の安全かつ適正な使用等の推進活動を実施するとともに、水環境の農薬モニタリング調査の充実とその結果の分かりやすい形での公表に努めていく。 | 水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料並びに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。<br>国は水生生物への影響を的確に調査し、その結果をわかりやすい形で広く国民に情報提供するとともに、農薬の適正使用の指導徹底を図ること。<br>また、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。<br><br>＜一部表現追加・継続＞<br>農薬の適正使用の指導、国民向けの情報発信や、実効性のある対策の具体的な実施、成果が不十分。 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|---|---|
| 4 | オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。<br>このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努めるとともに市民への啓発を進め、関係者と連携して除去対策を講じること。 | 【農水省】<br>ミズワタクチビルケイソウについては、令和3年度から水産庁委託事業により生息状況の調査や、殺藻手法・判別手法の開発を実施し、それらの成果を外来魚対策マニュアル等に取りまとめ、令和6年2月に公表しました。令和8年度においても引き続き、繁茂要因の解析や漁場への影響調査を実施することとしております。<br>ミズワタクチビルケイソウは、自然環境下で繁殖した場合は抜本的な対策が困難であることから、生息域が拡大しないよう、ミズワタクチビルケイソウに触れたものを食塩水に浸す等対策を講じるよう呼びかけている。また、水産庁のホームページではミズワタクチビルケイソウをはじめとする外来珪藻の生態や、ハザードマップの作成等について紹介している「外来珪藻ハザードマップの手引き」を掲載しているところ。引き続き対策技術の開発・情報発信に取り組んでいきたいと考えています。また、その他の藻類への対応については、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と相談しながら必要な対応を検討してまいります。<br><br>【環境省】<br>外来水草の異常繁殖・分布拡大は、在来生態系のみならず、内水面漁業にも支障を及ぼす重要な課題と認識。<br>国としては、研究成果を社会実装につなげる内閣府のプログラムであるBRIDGEを活用し、環境省・農林水産省が連携して、侵略的外来種の効率的な探索・防除技術や環境影響評価手法の開発・実証を進めている。<br>また、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物については、自治体等による防除を基本に交付金による財政支援を行っているほか、国としてマニュアル作成等による技術的支援を行っている。 | オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。<br>このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、~~その、~~繁殖拡大の防止に努めること。また、より実効性を高めるため、市民への啓発をさらに進め、関係者と連携して除去対策を講じること。<br><br>＜一部変更・継続＞<br>調査や技術開発は一定進んでいるものの、実効性を高めるための市民啓発の拡充、関係者の連携が課題であるため |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案(8/28時点) |
|---|---|---|---|
| 5 | 多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。<br>特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。<br>また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。 | 【農水省】<br>水産庁では、「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」により、内水面漁業関係者が地方自治体等と連携して実施する河川清掃など環境保全活動を支援しています。<br>また同事業では、児童生徒を対象とした自然体験学習や、一般の方を対象に環境保全活動の事例を紹介するシンポジウム等を開催するなどし、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。<br>さらに、内水面では同一水域において、漁業や資源増殖の取組、遊漁、ラフティング等のレジャー活動等の様々な活動が行われていることから、関係者間における水面利用のルール形成のための「協議会」を設置することが可能であることが内水面漁業振興法で定められているところ、河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該枠組みを活用いただくとともに、水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えています。<br>【国交省】<br>各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施し、これらを通じて環境教育を推進しています。引き続き、子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう関係機関と連携しながら取組を進めていきます。<br>また、河川管理上で必要な場合や、かわまちづくり計画において、関係機関等との連携の上、河川管理用通路やスロープの整備等の水辺にアクセスしやすい環境の整備をしていきます。<br>河川の利用マナーの徹底については、立札による啓発や河川巡視等による対策を行っています。<br>【<br>環境省】<br>自然環境保全の重要性については、例えば、2030 生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)において、関係省庁(農水省、国交省等)とも連携し、企業や国民に対して具体の行動変容や連携を促すべく、様々なフォーラム、イベント等の開催や、普及啓発ツールの作成等を通じて、情報発信に努めているところです。<br>地方環境事務所でも、各地域のニーズや事情も踏まえながら、自然観察会の開催等をこれまでしておりますが、今後も引き続きこうした啓発活動を展開して参ります。<br>外来種問題に関する普及啓発は重要と認識しており、引き続き環境省のウェブサイトや SNS等での情報発信を進めてまいります。<br><br>【文科省】<br>文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及びその基本方針の趣旨に基づきまして、環境省をはじめとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいるところです。<br>また、令和6年5月には基本方針が改定され、この中では環境教育において特に重視すべき方法として、環境「の中で」行う「体験活動」は、環境意識の形成に向けた重要な学習方法であるとされており、こうした趣旨を踏まえ、河川をはじめとした自然に親しむ体験活動の推進に取り組んでまいります。<br>学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また、自然環境保全や外来生物について、例えば中学校理科の学習指導要領において、「身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること」と規定しており、その内容の取り扱いとして「気候変動や外来生物にも触れること」としています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実践推進するリーダーとなる教職員等を養成するために「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知に協力しているところです。また、学校におけるアカミミガメやアメリカザリガニなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨・内容の周知・徹底を図りつつ、関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいります。 | 多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。<br>特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。<br>また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。<br><br>＜変更なし・継続＞<br>各省庁とも、環境教育やシンポジウム開催、利用マナー啓発等に取り組んでおり概ね十分と考えられるが、取組の継続が必要であることから、継続提案 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|---|---|
| 6 | 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度や臭気等の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議会等を設置して、協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。<br>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや渓流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。<br>また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水についても、実態を調査し必要な対策を講じること。 | 【農水省】<br>農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じた選択取水（取水する水深を変える運用）等を行ってきているところです。<br>引き続き、地元関係者と協議しつつ、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応してまいります。<br>また、森林において一定規模を超える開発行為を行うときは、都道府県知事による林地開発許可を受ける必要がありますが、許可要件の1つである水源涵養の機能への著しい支障を防ぐため、周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講じることとされており、引き続き都道府県に対して適切に指導してまいります。<br><br>【国交省】<br>ダム下流河川への放流による濁水の長期化について、国土交通省所管のダムでは、必要に応じて対策設備を設置するとともに、洪水後の濁水調査等を行ってきているところです。<br>引き続き、地元関係者と協議しつつ、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応します。<br>また、河床の低下やアーマー化に対して、下流関係者と調整を図り、ダム貯水池堆積土砂の下流への置土等による土砂還元の取り組みなどを進めているところであり、引き続き、ダム下流河川の環境改善に努めていきます。<br>河川の生物に関しては、ダム下流も含めて、水辺の国勢調査等においてモニタリングに努めていきます。 | 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度や臭気等の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議会等を設置して、協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。<br>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや渓流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。<br>また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水についても、実態を調査し必要な対策を講じるとともに、林地開発等の許認可を行う都道府県知事及び事業者に対して適切な指導を行うこと。<br><br>＜一部追加・継続＞<br>調査と対策は一定進んでいるものの、包括的基準等の策定までは進んでおらず、また産業由来の対策及び林地開発等の許認可を行う県知事及び事業者への指導を求める。 |
| 7 | 気候変動による水温上昇などが内水面漁業資源に及ぼす影響を踏まえ、関係都道府県と連携した調査・研究体制のもと、水温等のモニタリング強化を図るとともに、海域を含めた仔魚から成魚に至るまでの棲息魚の生残・成育と環境要因の分析を進め、資源量変動のメカニズムの解明や効果的な増殖・資源管理技術の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の検討を早急に進めること。 | 【農水省】<br>水産庁では、令和6年度から「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」において、水温上昇がワカサギ資源に与える影響やアユの流下から海域生活、遡上までの資源量調査、ウナギの効果的な放流手法の検討等の調査・研究を水産研究・教育機構と参画県等の共同で行っています。<br>また、「浜の活力再生・成長促進交付金」により、都道府県の水試が実施するアユ等の遡上量調査等の内水面水産資源の調査を継続的に支援しています。<br>引き続き、世の中のニーズや研究現場からのご提案等を踏まえつつ、必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。<br><br>【環境省】<br>環境省においては、気候変動による湖沼水環境への影響について検討を行ってきており、令和3年3月に手引き※として公表させていただいているところです。<br>※「気候変動による湖沼の水環境への影響評価・適応策検討に係る手引き」<br>また、琵琶湖を対象に、気候変動が生態系と物質循環に及ぼす影響を調査・研究しており、その検討結果を技術資料として今後とりまとめる予定です。<br>これらの知見が内水面漁業の気候変動への適応策の検討の一助になればと考えております。 | 気候変動による水温上昇などが内水面漁業資源及び生態系に及ぼす影響を踏まえ、関係都道府県と連携した調査・研究体制のもと、水温等のモニタリング強化を図るとともに、海域を含めた仔魚から成魚に至るまでの棲息魚の生残・成育と環境要因の分析を進め、資源量変動のメカニズムの解明や効果的な増殖・資源管理技術の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の検討、取りまとめを早急に進め、現場での展開を図ること。<br><br>＜一部変更・継続＞<br>調査分析は一定進んでいるものの、実施段階への移行が今後の課題であるため。 |

## V　放射性物質による汚染対策について　　＜本項目はR9提案から削除＞

| R8年度提案書 | R9年度提案素案(8/28時点) |
|---|---|
| 【趣旨】<br>「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。<br>事故による放射性物質の拡散が、15年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境などに悪影響を及ぼしており、淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが一部地域において検出され、国の出荷制限や、県の採捕自粛要請が行われています。<br>特に、出荷制限を受ける河川・湖沼では、長期にわたり、漁業や遊漁が規制され、漁協経営に大きな影響を与えており、制限の解除の目処は立っていません。<br>このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質汚染への対策を確実に行う必要があります。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 | ＜削除理由＞<br>国、県の取組は継続される必要があるものの、原因者からの補償が進み、全内漁連の要望にも数年来挙げられておらず、当連合会の所掌の範疇から外れると判断。 |

| | R8年度提案 | 回答、状況等 | R9年度提案素案(8/28時点) |
|---|---|---|---|
| 1 | 【重点】<br>河川湖沼環境中の放射性物質について、除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。<br>また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。 | 【環境省】<br>河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の対象としていません。<br>WEBサイトで解説を掲載するなど、これまでも情報発信をしてきたところです。今後の問合せ等に対しても必要な説明に努めていきます。<br><br>【農水省】<br>水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めているところです。<br>また、これらの検査を通して、河川・湖沼における水産物の放射性物質は時間の経過とともに減少していると承知しております。<br>未だに出荷制限、出荷自粛となっている水域・魚種等におきましては、福島県の一部を除き、水域における検査結果を積み上げれば、出荷制限・出荷自粛の解除は可能であると思料するところです。<br>現に今シーズン終了後の解除に向けて積極的な放射性物質検査を実施していただいている水域も存在します。<br>漁業の再開に向けて、まずは出荷制限解除に係る検査の実施について、研究指導課に御相談ください。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。 | 【農水省】<br>水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めているところです。<br>今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。 | |
| 3 | 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。 | 【農水省】<br>既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。<br>さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、<br>①魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと<br>②魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで徐々に排出されること<br>③河川では放射性物質が滞留しにくいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い渓流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていること<br>が明らかとなっています。<br>ついては、これらの知見・研究結果を踏まえながら、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。<br>また、研究成果については、研究に協力いただいた漁業団体等に報告しており、御要望に応じて、漁業・流通・消費の各現場を含む他の団体への報告も検討してまいります。 | |

## ~~VI~~V ウナギの資源回復について

| R8年度提案書 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|
| 【趣旨】<br>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されており、2025年11月に開催されたワシントン条約締約国会議においては付属書Ⅱへの掲載が提案されました。<br>しかしながら、ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。<br>このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、改正漁業法においては、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされました。<br>また、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。<br>ニホンウナギ資源の維持増大のため種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 | 【趣旨】（変更なし）<br>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されており、2025年11月に開催されたワシントン条約締約国会議においては付属書Ⅱへの掲載が提案されました。<br>しかしながら、ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。<br>このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、改正漁業法においては、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされました。<br>また、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。<br>ニホンウナギ資源の維持増大のため種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 |

| | R8年度提案書 | 回答、状況等 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|---|---|
| 1 | 【重点】<br>来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。 | 【農水省】<br>水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や、産卵回遊が期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。<br>今後とも、関係者と連携しつつ、適正な放流手法の確立等に取り組んでまいります。 | 【重点】<br>来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。<br><br>＜変更なし・継続＞<br>国の引き続きの対応を求めるため継続 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ~~3~~<br>2 | シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。<br>また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。 | 【農水省】<br>シラスウナギについては、採捕・流通の適正化を図り資源管理を推進する目的で、採捕者に対して、採捕数量と出荷先ごとの出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合には当該出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対して助言してきたところであります。<br>採捕数量の報告が徹底されるよう、正しく報告をしなかった者に対して、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分の強化や、未報告を発生させる要因の再点検等についても都道府県に検討を依頼し取組の強化を図っています。<br>また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行や、ワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところであります。<br>改正漁業法において、許可等に基づかず特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金と大幅に強化され、令和5年12月からシラスウナギに適用されているところ、密漁防止対策についても、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が関係漁業者等と連携して、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の総合的な対策を行っております。引き続き、このような総合的な密漁対策の推進に努めてまいります。<br>これらの対策の浸透を図り、引き続きシラスウナギ流通の透明化とウナギ資源の管理に取り組んでまいります。 | シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。<br>また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。<br><br>＜変更なし・継続＞<br>国の引き続きの対応を求めるため継続 |
| ~~3~~ | ~~シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。~~ | 【農水省】<br>シラスウナギの人工種苗生産技術については、平成26年度から水産庁委託事業により、種苗の大量生産や生産コスト削減に向けた技術開発を推進しています。<br>本委託事業を実施するコンソーシアムには、静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県の水産研究機関が加入し、水産機構や関連民間企業と協力しながら技術開発を進め、その過程で最新の人工種苗生産に係る技術が共有されています。<br>また、令和7年度補正予算において、人工種苗生産技術の持続的な普及を担うコンソーシアムの形成や、知的財産の国外流出を防ぎながら社会実装するために必要な体制を構築するための水産庁委託事業及び人工種苗生産水槽の導入を支援するための補助事業を実施しており、さらなる社会実装の加速化を図っております。<br>今後とも、関係研究機関、都道府県、民間企業と連携しながら、人工種苗生産技術の社会実装に向けた取組を推進してまいります。 | ~~シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。~~<br><br>＜削除＞<br>国の取組が一定進捗。<br>他の要望の訴求性を高めるため削除。 |
| ~~4~~<br>3 | ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。<br>また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。 | 【農水省】<br>ニホンウナギについては、都道府県や関係者の理解と協力を得ながら、様々な資源管理措置を講じてきており、これまでにも、<br>①国際的には平成26年以降、日中韓台の4ヵ国・地域ごとに、うなぎ養殖の種苗となるシラスウナギの上限数量について毎年合意してきていること、<br>②また、国内では、平成27年から、うなぎ養殖業を内水面漁業振興法に基づく農林水産大臣の許可制とし、養殖場ごとに数量管理を行っていること、<br>③さらに、令和5年には、ウナギの稚魚に漁業法に基づく特定水産動植物にかかる規定を適用し、シラスウナギの採捕を許可制の対象として管理体制を強化するとともに許可等に基づかずに採捕した場合の罰則を3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金に強化したことなどが挙げられます。<br>加えて、令和7年12月1日からは、違法漁獲されたウナギの稚魚の流通を防止するため、漁業者や流通業者に対し、情報の伝達や取引記録の作成・保存等を義務付ける水産流通適正化制度の対象としました。<br>このように、我が国においては採捕から養殖まで一貫してウナギの資源管理の充実に取り組んできたところであり、今後ともこれらの取組を着実に進めてまいります。<br>また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を発出しているところであり、産卵に向かうウナギの漁獲抑制や海面におけるウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促進しているところです。現在、自主的な取組を含め27 都県で実施されているところであり、これらの検討がより進むよう、引き続き、関係者への周知等に努めてまいります。 | ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。<br>また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。<br><br>＜変更なし・継続＞<br>国の引き続きの対応を求めるため継続 |

## Ⅷ Ⅵ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

| R8年度提案書 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|
| 【趣旨】<br>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。<br>近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されています。<br>また、「漁業法」においては、内水面が有する多面的機能の発揮などの項目が規定され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。<br>一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 | 【趣旨】（変更なし）<br>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。<br>近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されています。<br>また、「漁業法」においては、内水面が有する多面的機能の発揮などの項目が規定され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。<br>一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。<br>つきましては、下記の事項について提案いたします。 |

| | R8年度提案書 | 回答、状況等 | R9年度提案素案（8/28時点） |
|---|---|---|---|
| 1 | 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持するとともに、独立した行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行できるよう、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。 | 【農水省】<br>内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定を始め、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。<br>今後、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮されていくことが重要と考えています。<br>このため、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。 | 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持するとともに、独立した行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行できるよう、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。<br><br>＜変更なし・継続＞<br>国の引き続きの対応を求めるため継続 |

R8.9.18　資料３
香川県内水面漁場管理委員会

# 香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について

## １　改正理由

平成16年に、行政手続等の電子化による県民の利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化を図るため、「香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」（以下「オンライン化条例」という。）が制定された。

これを受け、内水面漁場管理委員会においても、同条例に準じて委員会に係る手続を電子的に行うための規程を制定している。今般、オンライン化条例の改正により、令和８年４月１日から、一定の電子的な情報提供等により必要な情報を確認できる場合に、申請等に係る添付書面等を省略できる制度が設けられたことから、これを香川県内水面漁場管理委員会の規程に基づく手続にも適用できるようにするため、同委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程第１項に、同条例第８条を追加するものである。

## ２　改正案

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| １　香川県内水面漁場管理委員会規程の規定により香川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条まで及び第８条の規定の例による。 | １　香川県内水面漁場管理委員会規程の規定により香川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条までの規定の例による。 |
| ２　略 | ２　略 |

【参　考】

オンライン化条例・規則の一部改正（第８条追加）　R8改正

・県民の利便性向上のために、登記簿謄本など県側がシステム等で直接確認できる情報やマイナンバーカード等の電子署名や登記情報のオンライン連携を活用することで、紙の各種証明書添付を不要とする第８条を追加

オンライン化条例　第８条抜粋

（添付書面等の省略）

第８条　申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を利用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

オンライン化規則　第８条概要

| 対象となる書類 | 省略・代替するための措置 |
|---|---|
| 不動産登記事項証明書 | 所在・地番や不動産の識別番号や登記情報提供サービスの番号等の提供 |
| 商業登記事項証明書 | 法人番号、会社法人等番号または電子証明書付きデータの提供 |
| 住民票の写し等 | マイナンバーカードの提示等 |
| 印鑑証明書（法人・個人） | 商業登記に基づく電子署名やマイナンバーカードの電子署名の提供 |
| 財務諸表等 | インターネット上で５年間誰でも閲覧できる状態にしておく |

香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年９月　日

香川県内水面漁場管理委員会会長　　一　見　和　彦

**香川県内水面漁場管理委員会規程第　号**

香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年香川県内水面漁場管理委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| １　香川県内水面漁場管理委員会規程の規定により香川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条まで及び第８条の規定の例による。<br>２　略 | １　香川県内水面漁場管理委員会規程の規定により香川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条までの規定の例による。<br>２　略 |

附　則

この規程は、令和８年９月　日から施行する。

【改正溶け込み版】

# ○香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

令和8年9月　日内水面漁場管理委員会規程第　号

香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

香川県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

1　香川県内水面漁場管理委員会規程の規定により香川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条まで及び第８条の規定の例による。

2　委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附　則

この規程は、平成16年12月10日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年9月　日から施行する。

## ○香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成16年３月26日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　条例等　条例及び規則（議会の会議規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第２項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

（２）　規則等　規則及び議長の定めをいう。

（３）　県の機関等　次に掲げるものをいう。

ア　県の機関

イ　県の機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその代表者を含む。）

（４）　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

（５）　署名等　署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

（６）　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（７）　申請等　申請、届出その他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。

（８）　処分通知等　処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

（９）　縦覧等　法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されて

いる事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10)　作成等　法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11)　手続等　申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第３条　県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

２　前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

４　第１項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第４条　県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

２　前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4　第１項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第５条　県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2　前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第６条　県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2　前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3　第１項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（適用除外）

第７条　別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

（添付書面等の省略）

第８条　申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添

付することを要しない。

（手続等に係る情報システムの整備等）

第９条　県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

３　県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第10条　知事は、少なくとも毎年度１回、県の機関等（議会を除く。）が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

２　議長は、少なくとも毎年度１回、議会が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

# ○香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成16年７月27日規則第73号

（趣旨）

第１条　この規則は、知事等に係る手続等について、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号。以下「情報通信技術利用条例」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　知事等　知事若しくは知事の補助機関その他の知事の権限に属する事務に関し県に置かれる機関又はこれらの機関の事務を処理する情報通信技術利用条例第２条第３号イに掲げる者をいう。

（２）　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

（３）　電子証明書　次に掲げるものをいう。

ア　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書

イ　商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の２第１項及び第３項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、ア又はイに掲げるものと同等の機能を有するものとして、知事等が定めるもの

（電子情報処理組織による申請等）

第３条　電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第３項において同じ。）を使用して申請等を行う者は、知事等の定めるところにより、知事等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

２　前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等を行った者を

確認するための措置であって知事等の定めるものを講ずるとき又は県の機関が申請等を行う場合において知事の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3　第１項の規定により申請等を行う者は、知事等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び知事等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4　他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第１項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第４条　知事等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第４条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第３項並びに第７条第２項において同じ。）を使用して行うことができる。

2　前項に規定する場合を除くほか、知事等は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して受けることを申し出たときは、これを電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3　知事等は、前２項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。

4　前項の場合において、知事等は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする。ただし、県の機関に対する処分通知等を知事の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

5　知事等は、第３項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から24時間以内に記録しないときその他知事等が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第５条　知事等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子

計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第６条　知事等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第７条　情報通信技術利用条例第３条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること、若しくは第３条第２項ただし書に規定する措置を講ずること、又は県の機関が申請等を行う場合において知事の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

２　情報通信技術利用条例第４条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において知事の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

３　情報通信技術利用条例第６条第３項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は知事の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

（情報通信技術利用条例第８条の規則で定める書面等及び措置）

第８条　情報通信技術利用条例第８条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 書面等 | 措置 |
|---|---|
| １　不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第１項に規定する登記事項証明書 | 次のいずれかに掲げる措置<br>（１）　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事等への提供<br>ア　土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番<br>イ　建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び |

| | |
|---|---|
| | 土地の地番並びに当該建物の家屋番号<br>ウ　不動産登記令（平成16年政令第379号）第６条第１項に規定する不動産識別事項<br>（２）　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、知事等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第２条第１項に規定する登記情報の送信を同法第３条第２項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該知事等への提供 |
| 2　商業登記法第10条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書 | 次のいずれかに掲げる措置<br>（１）　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事等への提供<br>ア　商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地<br>イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号<br>ウ　商業登記法第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号<br>（２）　１の項(２)に掲げる措置<br>（３）　電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の２第１項及び第３項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供<br>（４）　電子情報処理組織を使用する方法により行う、第２条第２項第３号ウに掲げる電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供 |
| 3　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | 次のいずれかに掲げる措置<br>（１）　電子情報処理組織を使用する方法により行う、第２条第２項第３号アに掲げる電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第２条第１項に規定する電子署名が行われた情報の知事等への提供 |

| | |
|---|---|
| | （２） 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の知事等への提供<br>（３） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カードの知事等への提示又は同法第18条の２第６項の規定による同法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録の知事等への送信<br>（４） ２の項（４）に掲げる措置 |
| ４ 商業登記法第12条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書 | ２の項（３）に掲げる措置 |
| ５ 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書 | ３の項（１）に掲げる措置 |
| ６ 財務諸表等 | 財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第223条に規定する電磁的方法により、申請等を行った日から５年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置 |
| ７ 知事が定める書面等 | 知事が定める措置 |

R8.9.18　資料４
香川県内水面漁場管理委員

# 漁業権における資源管理の状況等の報告について（令和７年度）

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、１年に１回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、内水面漁場管理委員会に対し必要な事項を報告するものとされ、今回、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

漁業法　抜粋

*（資源管理の状況等の報告）*

*第九十条　漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。*

*２　都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。*

*（内水面漁場管理委員会）*

*第百七十一条*

*４　この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。*

◎報告が必要な漁業権（内水面）

| 区分 | 件数 | 報告対象期間 |
|---|---|---|
| 第五種共同漁業権 | １件 | R７年度　4/1～3/31 |
| 第一種区画漁業権 | ２件 | R７年度　4/1～3/31 |
| 第二種区画漁業権 | 134件 | R７年度　4/1～3/31 |

◎活用状況

・第五種共同漁業権

| 免許件数 | 行使漁場件数 | 割合 | 採捕量（ｋｇ） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | あゆ | ふな |
| １件 | １件 | 100% | 30 | 700 |

・第一種区画漁業権

| 免許件数 | 行使漁場件数 | 割合 | 生産量（ｋｇ） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ふな | こい | その他 ※１ | 合計 |
| ２件 | ２件 | 100% | | | 20,923 | 20,923 |

・第二種区画漁業権

| 免許件数 | 行使漁場件数 ※2 | 割合 | 生産量（ｋｇ） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ふな | こい | その他 ※3 | 合計 |
| 134件 | 128件 | 95% | 330,800 | 730 | 18,153 | 349,683 |

※1　その他の内訳（kg）

| | |
|---|---|
| ニジマス | 20,000 |
| マガキ | 923 |
| 計 | 20,923 |

※2 行使していない理由：改修工事３件、休業２件、水利との行使協議不調１件

※3　その他の内訳（kg）

| | | |
|---|---|---|
| もろこ | 530 | |
| えび | 1,005 | |
| なまず | 260 | |
| はまち、たい等 | 16,358 | （安戸池、大池） |
| 計 | 18,153 | |